

郵便



知新聞

第六號

明治壬申九月

新貨三錢



東京横山町三丁目

太田金右衛門

九例

遠近の人民互に性情よく相通ト事理よくお達する新聞紙の如きは
 故に西洋諸國苟も文明の名あるは地よては必ず新聞紙の如きは
 ありて國內國外を論せざれば九百の事務を網羅し保てて奇事異聞瑣
 語常談を采用し以て日小刊し月小刊し之傳布を以て幾んど家々
 諭し戸々小説を此概あれは國人甚くあれを便とせり今爰は郵便
 此新報を刊行するも廣く遠近の子我我せ大ひは内お此情を用善
 古今に變を知りて世に裨益あるんは我欲するあり蓋し瓶水の
 氷我見て天下に寒を知るべしは小冊子と云るもの亦當今の子懐の
 一斑を窺ふべし

郵便報知新聞第十八號

明治五年申九月

○神宮神號太字自今大字可相用事

○自今僧侶苗字相設任職中ノ者ハ某寺住職某氏名ト

可相稱事

但苗字相設候ハ、管轄所へ可届出事

○修驗宗ノ儀自今被廢止本山當山羽黒泓共從來ノ本
 寺所轄ノ儘天名真言ノ兩本宗へ歸入被仰付候条各
 地方管ニ於テ此旨相心得管内寺院へ可相達事

但從來營生ノ目的等無之ヲ以テ歸俗出願ノ向ハ始

未具状ノ上教部省へ可申出事

右太政官ヨリ御達シアリ

○小倉縣ヨリ報知

人ハ萬物ノ靈ト云ヘリ然ルニ鳥ノ空ニ翔ル歎ノ山ニ
 走ル魚龍ノ江海ニ優遊スル人ノ及ブベキニ非ズ羽毛
 鱗介其身ヲ護シ飛走隱顯其自由ヲ得ル亦人ノ及ブベ
 キニ非ズ其萬物ノ靈タル果テ何レニアルヤ惟一ノ知
 識アリ天地ノ浩渺ナルモ此ニ由テ推測シ秋毫ノ細微
 ナルモ此ニ由テ分拆ス學問ニ非ザレハ其一班モ窺フ
 アタハズ凡ソ知識ハ學問ニ由テ開明シ學問ハ知識ニ

由テ上達ス二者相須テ其功德ヲ遠大ニ施ス如此ニシ
 テ萬物ノ靈タルニ背カザルベキカ伏惟今日 皇國ノ
 外國ニ對峙スルハ全ク知識ノ力ニ由ル此ニ依テ智識
 ヲ開クハ 皇國ニ於テ至大至廣ノ要件ニシテ一日モ
 猶豫怠慢スベキ事ニ非ズ故ニ 朝廷海陸軍文部教部
 ヲ始メ百工技藝各其学校ヲ置キ大ニ人材教育ノ道ヲ
 開ク加之生徒ヲ海外各國ニ留学セシム蓋智識ヲ開明
 スルハ至大至廣ノ一要件タル故ナリ於是各縣競テ学
 校ヲ興シ子弟ヲ教育シ知識ヲ開明スルノ基ヲ立ツ今
 此管内ノ人民豈獨因循日ヲ送ルベケンヤ夫智識ノ國

家ニ關係スル試ニ一身ニ就テ之ヲ論セシ耳目ノ觸ル
 所利害相雜ヘ一言ノ下榮辱相夫ス選テ其宜ニ處スル
 智識ノ力ニ由ル若耳目ヲ塞テ聲色ニ臨ム何ヲ以テ五
 采五声ヲ分ツベキ一家一國亦然リ故ニ学校ハ銘々已
 ガ智識ヲ開ク場所ナリ各郡各村速ニ取興シ其盛大ヲ
 期スベシ其最寄々々富メル者ハ財ヲ出シ貧者ハ手足
 ヲ勞シ祠官祠掌區長戸長ハ縣廳ノ御趣意ニ基キ身ヲ
 以テ區村ノ人民ヲ率ヒ周旋奔走シ其力ヲ合セ智識ノ
 開明スル学校要件ヲ取興サレテ其レ輕忽ニスル勿レ
 ○新貨幣追々御発行ニ成リ一處東京府下在々人民も日

用の取引未だ旧貨の両分及び銀目等の名目を用ひて
 圓錢の唱を用ひず坂府商賈日用の取引を見るに御布
 令以來速に圓錢の唱を用ゆる事一般ありこれハ開化
 の人ハ却て坂府にありんら府下の人にも此唱を改心
 せざる時ハ第一憲官と輕んずるに當るべし心ある人
 宜敷注意あり度事あり

○前島驛途頭旅行先より同寮へ書状の大意
 僕が伴ひ来れる書生輩の夜話に近時東京に在りてを
 身より尺鐵を帯びずして深夜の歩行も危きと覺へられ
 ども猶旅すれば安うす思ふに候う斯く小銃と帶

びーありし僕も亦竊ひそかに小銃こじゆうを携もち来たりしれハ此物語
りよ前年歐米諸国を經廻りし時ハ数千里の道を獨行
せし徹夜の旅をふせし時ハ紙を剪り菓物の皮剥ぐ
為りし懐中小刀を用意せしのみ外または寸兵すんべいをも備へず
して一點の危心を生ぜざりし今ハ自國の旅と云ひ
帝都と距るのみと僅二十里餘りの地へ行くとも兵器を
携へ持てるあど実よをそよよと事あるうふと覺へず
歎息數回よ及べり抑人の安さを覺又危さを思ふ斯も
彼我よありて異なりハ何等の由因よあるべきや君等
も憂世の学者あり宜敷是を判断したまふと云々

○近衛兵伍長以下不殘今般御暇に相あり是迄の魂精
と賞せし古参の者へ五ヶ年の間二人口新参の者へ
二ヶ年の間二人口を下し賜り来春歸省仰付られし
○東京鎮臺十四番大隊八月廿六日夜陳門を脱出せし
と鳥取縣士率故大坂鎮臺一同縣へ御届及びし右ハ
翌曉品川よ於て追止らるる殘らざる歸營及びし
○鳥取縣ヨリ報知異宗門改心送致ノ條
鳥取縣へ御預ニナリタル肥前ノ国浦上郷ノ異宗門徒
百六十三人ノ内追々悔悟シ改心セシ者百餘人ニ及ビ
九十六人スデニ送り歸サレタリ改心セシ者ハ宗祖ノ

金像ヲ踏マセ氏神ノ守札ヲ持セ其証トスルナレ氏
彼ノ教ノ人ニ入モノ深ケレハ表面仮リニ悔悟ノ体ヲ
ナス氏其真偽イカバト云ル者モアリ然ルニ何レモ至
愚ノ者ニテ其行状斯ル謀アル可キ者ニアラス且一証
トナス可キハ改心ノ方不改心ノ方各幼稚ノ見有ケル
ニ自然讎敵ノ勢ヲナシ是ハ其不改心ヲ憎ミカレハ其
変心ヲ憤リ一邸内ニ居テ共ニ遊ハズ時々堀ヲ隔テ、
互ニ相罵ル是切支丹ヨト譏レハカレ改心ノ奴ヨト嘲
リカレ汝等死シテ樂土ニハ到リカタシト云ハハ是樂
土ハ現世ニアリト云且汝等死後ノ樂土ハサシ置今ニ

頭ヲキラル可シト云々毎日ノ争論大抵此ノ如シ無意
無心ノ小兒輩修飾モ仮託モアル可キ様ナク皆純一真
情ヨリ発スルモノ其証甚明カナルニ非スヤ是固ヨリ
主者積日懇諭ノ功ニ因ルト雖全ク御仁政ノ波及スル
所ナルベシ

○濱田縣より報知

石見國迹摩郡今市原村の豪農原儀一郎妹ゆみと云へ
るハ今年二八の蕾の花田野に稀ある艶色ありしり當
七月中隣村の農某の妻ハ伯母の續合ふれハ彼家へ行
き居りしに折ふし同村医師西村誠之進ありハ今歳二

十九才頗る醜男ありふと彼ゆみに眷戀一人知れは想
 の丈けを口説寄れどもゆみハ絶へる答なりせばして
 ありあらず同月廿三日伯母の方より暇を告げ帰りの
 途中誠之進山道に待構へ無慙にもゆみを捕へて深山
 の中に連行し終に姦淫し猶も我物よしんして己が居
 村一向宗善澤寺へ伴ひ潜居たりしゆみの兄儀一郎
 人を募り尋来りてゆみを渡さべしと嚴敷争論に及び
 誠之進無念にや思ひし杖刀して脅せしり多
 勢に協り遂にゆみを取戻され其身ハ縣廳に捕りれ
 一とあり

一心情慾の迷より終身不義の名を蒙りて遂に父
 兄とも辱しむるに至る豈悲しむる哉

○同縣管下石州濱田在松原の農八右衛門なる者旧藩
 士某と計り竹島開墾の事を企て私私の交通遁れ難く
 遂に旧政府の律密商の刑に所せられし方今其子孫
 と召出さる開拓せらるる云々傳聞せり古ハ全く無根
 の浮説ある由同縣より確報ありたり

○府下猿若町三丁目守田勘弥坐し唱へ来れる劇場當
 夏中願濟まで元嶋原遊廓跡新富町へ移轉せしが當今
 追々普請落成又及び表間口十八間奥行二十三間東西

棧敷三側より分ち鉄柱を建並へ天井板張りなり従来の
 模様大に變換し新作の狂言を仕組河原崎権之助若井
 半四郎杯俳優の手揃ふて近日開場し及ぬしあり
 ○第十五號中掲載する山梨縣管下村々暴動の始末本
 月廿三日多人數歎願し託し兵器を携へ軍旗を立て頻
 り廳下より迫り翌廿四日商家をめぐりやうの放火乱妨相
 募る依て縣廳より追々鎮靜の處置有之中より一時兇
 徒の暴威は心あききも雷同附從せし者も少あるらざ
 るに付兇徒中先非を悔ひ速に帰順を願出る族を寛大
 の取扱をりつて其罪を宥むべし若猶其非も悟らば嘯

聚暴動及ぶものハ本縣出張の鎮臺兵をりつて一掃す
 つぎ旨縣廳より管下の村民一歳に諭告ありて爾來兇徒
 追々謝罪日ありて鎮靜し及ぶべしとぞ
 ○為替會社廻漕取扱所へ旧藩縣少て買入置れし蒸気
 船拾數艘を御下ヶ相成且別段の御監護も有之趣厚き
 御説諭もあましく同所頭取高崎長右衛門山路勘
 次岩橋萬造の三名従前所有の船々を御下ヶ相成たり
 船々と合せて日本政府郵便蒸気船會社の名号を以て
 結社致し皇國環海樞要の地へを月々日時を定めて往
 復致度旨願出則 准允相成諸規則其他の方法最も整

肅国内未嘗有ざる堂々の一大會社を創成せしあり

○青森縣管轄元館縣地方自今開拓使管轄被 仰付候
旨御沙汰アリタリ

○茨城縣白倉某より書状寫

九月十四十五兩日水戸下町雷神の祭りて出し印手踊
練物等引出し晝夜大に賑はりと云々

○常陸國人佐野演之介号三紅又卓と云當時居所不分明あり右ハ親病氣に付事柄告知致度知人ありば速に
當社へ示し玉ふを乞ふ尋主東京栄樹庵あり
報知新聞第十八號終

今般郵便報知新聞刊行の旨趣は遠く隔る國に於て物産を互にお通せしめ日府下
小生す亦細大を實名地へ相知らせんと云依りて諸君も亦該不及申善行の賞賛
暴徒は捕縛撲滅産物の新設の替替絲織物漆器陶器米穀茶葉其他の清品製造
耕作の多寡豊凶は雷雨風水火の災難は暖氣候は速いもので少くも多り多る
皆夫々に筆記して聊支離を飾と加へて時々代載し是を後一發見及ひ愛
私所不送り越し給はん事候希ふ

一郵便報知新聞一冊價新貨三錢毎月五号宛出板
當時發見号より先ヨリ冊分引受做向と一割引

同四十冊分ハ一割半引
一今年分引清の向ハ二割引

右に通知合相定前金郵便賃共清取候共毎号發見順序代通ひ郵便を以ては届可申候
東京横山町三丁目

發見人 人田重右衛門

